

1 計画の目的

「緑」は、自然環境の保全、レクリエーションの場の提供、都市の安全性の確保、良好な景観の形成など、様々な役割を有しています。近年の地球規模での環境問題の深刻化をはじめ、少子高齢化の進展、環境や美しさを重視する価値観の変化などにもなって、「緑」の役割はますます重要となっています。

平成16年には、景観緑三法の制定により、都市緑地保全法の一部が改正され、名称が都市緑地法と改められました。また、本市は、平成17年に「第四次塩尻市総合計画」を策定、その後「塩尻市都市計画マスタープラン」を改定し、新たなまちづくりの方向性を明らかにしているところです。

これらを背景に、本市における将来の「緑」と「オープンスペース」に関するあるべき姿とそれを実現するための施策について、総合的かつ一体的に示し、緑地の適切な保全と緑化の推進を市民と協働で進めることを目的として、「塩尻市緑の基本計画」を策定しました。

2 緑の基本計画の位置付け

本計画は、本市のまちづくりの基本指針となる「第四次塩尻市総合計画」に即し、「塩尻市都市計画マスタープラン」に適合するとともに、「塩尻市環境基本計画」との調和を保ちつつ、緑地の保全・整備、緑化の推進など、緑に関する個別計画として位置付けられます。

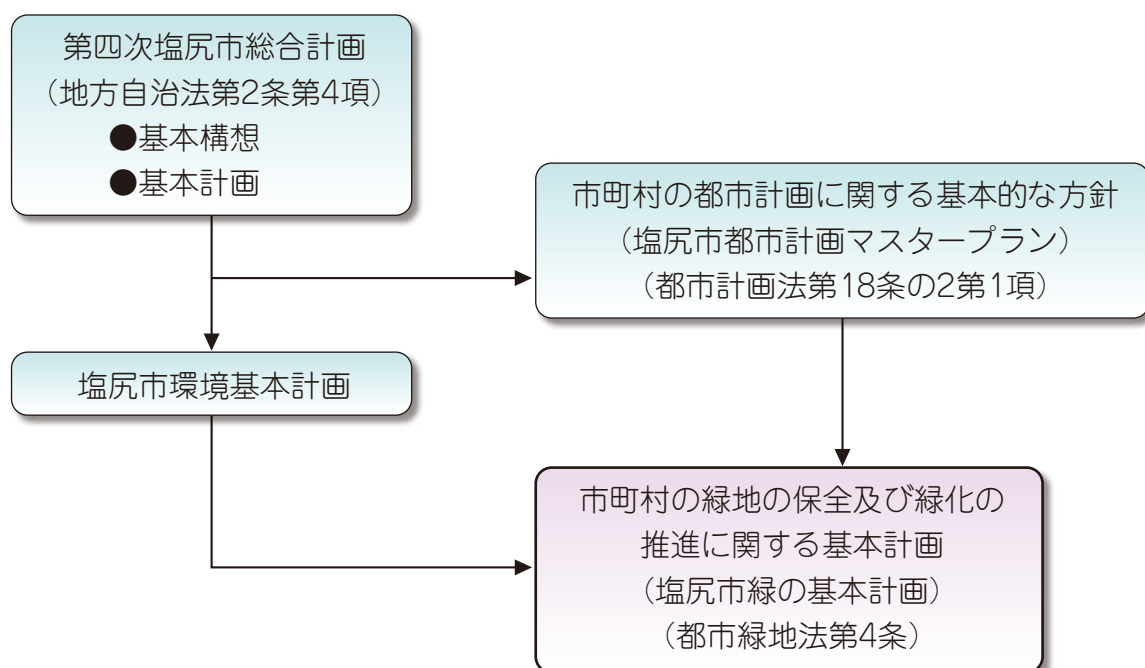


図. 緑の基本計画の位置付け

3 計画の内容

本計画の内容は、以下の内容で構成しています。

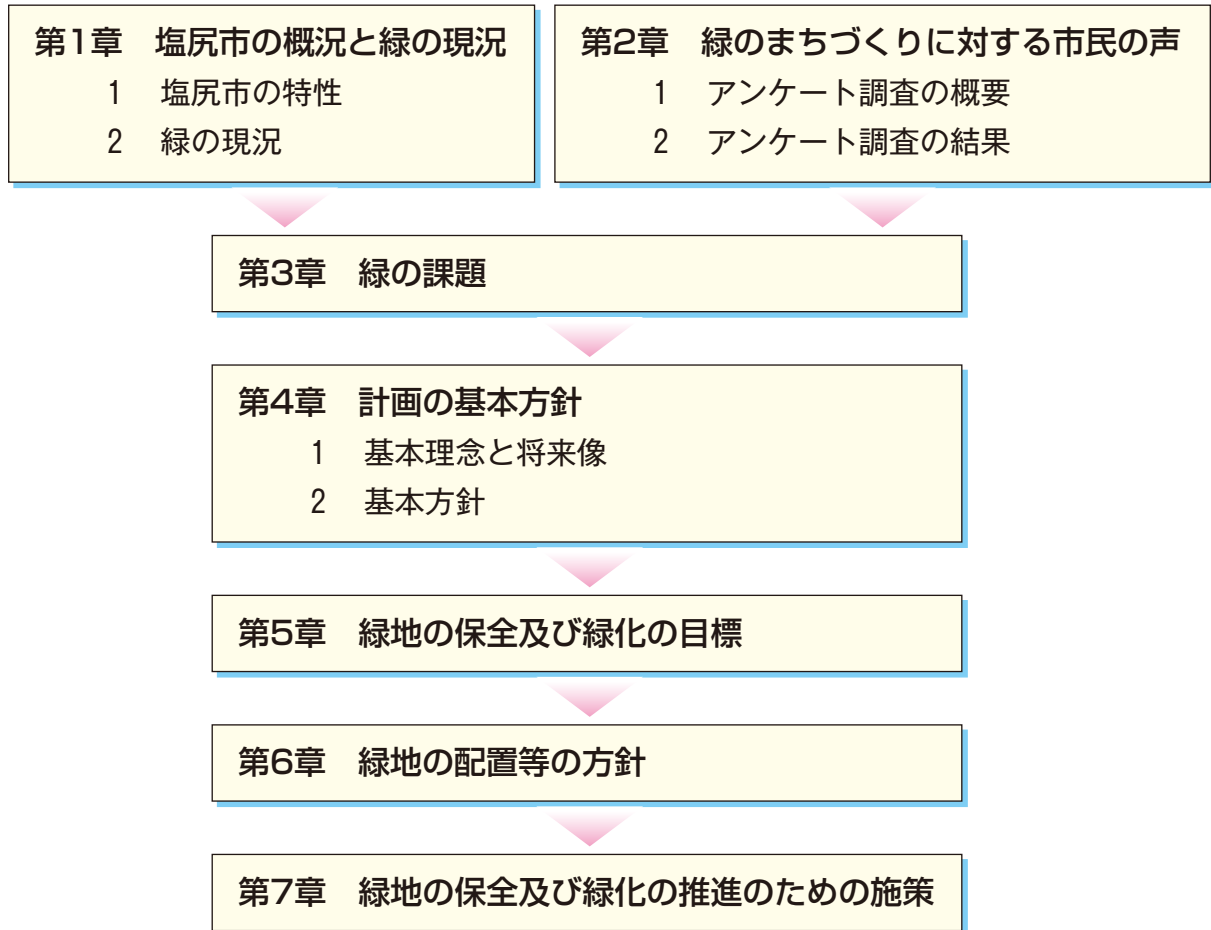


図. 計画の構成

4 目標年次及び対象区域

本計画の目標年次は、「塩尻市都市計画マスタープラン」との整合を図り、平成20年を基準年として、概ね20年後の平成40年（2028年）とします。また、個別の施策内容は、概ね10年後の平成30年（2018年）を目標とします。

本計画の対象区域は、市域全域として、詳細な目標・施策などは都市計画区域内を原則とします。

5 都市における緑の機能

本計画を策定するにあたり、都市の緑が有する役割や効果を系統別に整理します。

役割1：環境保全機能（都市環境の保全）

緑は、二酸化炭素の吸収、大気の浄化、ヒートアイランド現象などにより悪化する都市の気象、騒音や振動の緩和などの機能を有しています。また、都市内の樹林地や河川などの水辺地は、野生生物の生育地・生息地として生態系を構成し、市街地へ清涼な風を運ぶ道を形成するなど、人と自然が共生する都市環境の保全機能を有しています。

役割2：レクリエーション機能（レクリエーションの場の提供）

身近な公園などの緑豊かなオープンスペースは、地域コミュニティを支える場や自然とのふれあい、市民の健康づくり、桜や紅葉など四季を感じ美しい風景を鑑賞するなどの様々なレクリエーション活動の場として、重要な役割を有しています。

役割3：防災機能（都市の安全性の確保）

都市の緑地やオープンスペースは、地震や火災の発生時において、市民の避難場所や避難路、火災の延焼防止、消防活動やボランティア活動などの救急活動の拠点、復旧活動拠点、広域防災拠点などの様々な防災機能を有しています。また、これらを適正に配置・保全することにより、都市の安全性・防災性を高めることができます。

役割4：景観形成機能（良好な景観の形成）

緑は、地域固有の気候、歴史、文化などと密接に関わっており、緑を適切に維持管理し、都市の景観的資源としていかすことにより、個性と魅力ある地域づくりを進めることに寄与します。特に、建物や道路をはじめとする人工的構造物が大半を占める市街地は、公園や街路樹の緑が人工的で無機質になりがちな景観を和らげ、日常生活にうるおいとやすらぎを与えるという優れた機能を有しています。